

佐賀藩中期における権力構造と政治形態（二）

藤野，保
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7182236>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 28, pp.1-36, 1983-03-30. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (二)

藤野 保

目次

はじめに

- 一 光茂の登場と政策基調
 - 1 「御代始条目」の制定
 - 2 文治主義政策の展開
- 二 当役政治の運営と展開
 - 1 権力の再編成と構成
 - 2 請役家老の職掌と機能
- 三 支配機構の整備と運用
 - 1 蔵入支配の強化と算用 (以上、前号)
 - 2 地方支配機構の整備 (以下、本号)
- 四 家臣団統制と身分格制
 - 1 「起請文」から「誓詞」へ
 - 2 「三家格式」と身分格制の確立

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (二)

2 地方支配機構の整備

光茂時代における地方支配機構の整備は、前述した蔵入方・山方・小物成方のほか、郡方・津方・町方・里山方・道屋敷方および宗門・人改など汎汎にわたっており、さらに江戸留守居・大阪天満屋敷の仕組の改正・整備におよんでいる。以下、佐賀藩における政治運営の基本原則と政治組織・地方支配機構の基本形態を確定した「鳥ノ子御帳」(慶安・明暦)と比較検討しながら、法令制定の順にしたがって考察することとしよう。

光茂は「請役」規定を制度した貞享元年、十月十五日の同じ日付で、「年行司掟」・「宗門并人改手頭」・「御山方奉行御手頭」の三つの法令・覚書を制定した。

このうち「年行司掟」は、「鳥ノ子御帳」第四巻に収める「領中人改様申渡条々」を一部改正して制定したものである。改正の主な点は、「申渡条々」全三七条のうち、「年行司掟」は前六条(第一条から第六条まで)を削除し、したがって、全三二条となっているところにあるが、重要なことは、前者が「領中人改様申渡条々」という形で、多久茂矩・諫早茂真(請役家老)宛に発布され、年行司そのものは鍋島直正辰・鍋島^頼武興・鍋島^千常貞(連判家老)の担当であったのに対し、後者は明確に「年行司掟」として、年行司宛に発布されていることである。このことは、「申渡条々」に包括された職掌が、慶安・明暦段階においては家老(とくに連判家老)の職掌に属していたのに対し、この期に至って、年行司が藩職制の独立の部局として、当該職掌を担当したことを示している。しかも、違犯・連絡事項の届出が、年行司(連判家老)から請役所へ変更されており、ここに請役所(請役家老)―年行司という行政系統が整序化する。それは政治組織・地方支配機構整備の一環をなすものである。

なお、年行司の職掌は、他領者との縁組み・養子の禁止から(第一条)、質置・人売の禁止(第二・三条)、他領者への宿貸しの禁止(第四条)、走者規定(第一八条)、五人組(第二五条)、江戸・上方詰・供の者および召抱者に対する措置

(第二七一―三二条)、領中者の出国規定(第三三条、付則一六条⁽⁵³⁾)等広汎にわたっている。このうち他領者への宿貸し禁止および許可規定は一二条、走者規定は七条におよんでおり、領中者の出国規定の付則一六条と相俟って、年行司の職掌が人改めを基調に⁽⁵⁴⁾、領内の人口動態・動静を監督・掌握し、もって労働力の確保・維持にあったことが解る。

この点に関し、同じ日付で発布されたのが「宗門并人改手頭」である。佐賀藩における宗教政策は、幕府の寛永鎖国令の制定に対応し、キリシタンに対する詮索・統制を通じて強化され、そのため、同十三年には、十人組が五人組に改変されたが⁽⁵⁵⁾、「鳥ノ子御帳」においても簡単な「定」(寺社方)(第二卷)のほか、キリシタン禁制に関する「公儀御法度」および「従公儀之制札之控」(第五・二卷⁽⁵⁶⁾)を掲載するにとどまった。

しかるに、光茂は寛文十一年に、寺社方に関する「定」⁽⁵⁷⁾を制定して、宗教政策は寺社奉行の専管事項にするともに、各宗派の本寺・門跡を明らかにし、新規の本寺建立および本寺・末寺の変更を禁止した。また寺社方の口事・訴訟は頭人の奥点合をもって寺社奉行へ報告せしめ、出家の口事沙汰・無作法に対する法頭の監督を強化した。

こうして、貞享元年の「宗門并人改手頭」⁽⁵⁸⁾の制定となるが、その第一条に、

一宗門改之儀、従 公儀毎年稠敷被 御出儀候間、領中下々迄、聊無紛様ニ可入念候、依之人改同前申付候条、給人・百姓・町人・出家・山伏、其下々ニ至迄、毎年前歳之二月より次歳之正月限、有人相改、銘々帰依寺管を取、出方・入方・死人・生子煎ニ書記、三月十五日限差出候様ニ可申付事

とあり、宗門改めは、人改め同様の意識をもって、毎年、前年の二月から次年の正月までを単位に、これを調査し、それぞれの「帰依寺管」(且那寺の寺請証文)をとって、その動態を記載し、毎年三月十五日までに提出せしめることとした。なお、宗門・人改めの日付は二月十五日に決定したが(第三三条、ここに佐賀藩における宗門改めの制度が法として定着し、制度的に運営されるに至った。⁽⁵⁹⁾)

なお、同年制定された「御山方奉行御手頭」は、「鳥ノ子御帳」第二卷に収める「覚」(山方⁽⁶⁰⁾)の趣旨のもとに、前

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

項で考察した寛文元年制定の「山方ニ而申渡条々」⁽⁶⁾を再確認したものであるが、重要なことは、法令の宛人が前者では鍋島六左衛門（大目付兼担）となっているのに対し、後者では「山方奉行」となっていることである。また山方支配に対する山方奉行の責任体制を強化するとともに（第一条、竹木の伐採・搬出は蔵入頭人の点合を必要としたことである（第二条）。このことは、藩職制のうえで、山林行政が山方奉行の専管事項となり、かつ責任体制が強化されるとともに、これに対する蔵入頭人の監督が強化されたことを示しており、これまた政治組織・地方支配機構整備の一環をなすものである。ここに蔵入頭人—山方奉行という行政系統が整序化する。

次に、法令制定で注目されるのは、貞享四年の「壁書」・「法度」・「定」・「軍役」、翌五年（元禄元）の「津方手頭」、元禄三年の「代官共江相渡候手頭」・「町方定」、翌四年の「里山方并道屋敷方」・「寺社方定」、翌五年の「郡方手頭」である。

右のうち、「壁書」・「法度」・「定」・「軍役」は、佐賀藩の憲法ともいべき基本法令で、その原形は寛永五年に成り立し、その後条項・字句の訂正をうけながら、「鳥ノ子御帳」第五巻に集大成されたものである。⁽⁷⁾ここに再交付された「壁書」以下の諸法令は、さらに条項・字句に訂正がみられるが、法の基本精神においては「鳥ノ子御帳」のそれと変わりはない。にもかかわらず、それが再交付されたことは、「鳥ノ子御帳」の精神への復帰を標榜した光茂後期における政策基調を象徴するものであり、そこでの法令制定にみられる機構・制度の整備は、文治主義政策をさらに具体化したものである。

ところで、地方支配に関する貞享五年の「津方手頭」⁽⁷⁾は、津方行政に関する最初のもつた法令で、全一〇条より構成される。その前文に「今度雑務方、諸事相改候様ニと被御出候付而、津方江申渡手頭」⁽⁷⁾とあり、この年財政事務を総括する雑務方改革の一環として、津方に対する単独の法令が制定されたのである。法令の内容は、津内における地料・帆別諸運上に対する皆済期限の厳守（第一条、上方廻米を担当する上米船の点検（第二条、船中欠米に対す

る措置(第三條)等であるが、第二條に規定する上米船の点検を船究役から津方目付に変更するとともに、運上取立の催促役を津方目付下代・下目付に限定した。

こうして、佐賀藩における地方行政は、貞享・元禄期に、法の規定のうえで、蔵方(農村―代官)・山方(山方奉行)・町方(町奉行)・津方(津方目付)・里山方并道屋敷方(同名奉行)等に分化し、専任の奉行と職制が設けられ、地方行政機構の分化と機能的な進化がすすみ、階層的な行政系統が整序化していった。津方の場合は津方目付―目付下代―下目付という階層的な職制が整備する。

次に、元禄三年制定の「代官共江相渡候手頭」⁽⁷⁴⁾は、「鳥ノ子御帳」第二巻に収める「定」(代官)および「郷内定」⁽⁷⁵⁾に一部改正を加えながら、統一法令として制定した全四五条におよぶ詳細な代官法令であり、代官の職掌を再確認したものである。

改正の主な点は、代官の百姓使役と代官給に関する規定で、前者は、「鳥ノ子御帳」の「定」では、代官の百姓使役は、「一年ニ物成四拾石〆一人ツ、」⁽⁷⁶⁾(第二四條)と規定していたのに対し、「手頭」では、「郷内江罷越候往来夫・小荷駄、逗留中一日一人宛之賄夫」(第三條)に限定するとともに、後者では、前掲「定」では、「物成千石ニ付口米五石ツ、」⁽⁷⁷⁾(第二五條)と規定していたのに対し、「手頭」では、「一代官江米式拾五石宛并下代一人米五石宛」(第二四條)として、代官給を画一化するとともに、下代給を新たな設置して、代官機構を整備・強化した。

なお、当時の代官は、与賀上郷・下郷、白石秀・六角、伊万里・有田・横辺田、三根・養父、嘉瀬・新庄、両山内・本庄・鍋島、白石南郷・中郷、上佐賀・上中下佐賀、巨勢・神崎、諫早・七浦、川副三郷の一ヵ所に設置されている⁽⁷⁸⁾。それは同時に、前項で考察した蔵入地の配置に対応したものであるが、藩政全期を通じて、代官数は元禄期がもつとも多く、光茂の地方支配機構の整備を象徴的に示している⁽⁷⁹⁾。

こうした代官制度の整備・強化とともに、元禄三年は「町方定」を制定して、町方制度を整備し統制を強化した。

同「定」は、「鳥ノ子御帳」第二巻に収める「覚」(町奉行)を全面改訂し、町奉行・町代官宛に改めて制定したものである。その第二条に、新しく宗門改めの条項を設け、

一宗門改之儀、就中可入念候、万一疑敷者於有之ハ、早速申出候様、別当・咄兼而無油断致心遣候様、連々ニ稠敷可申聞候、若隱置以後於顕然者、別当・咄之儀ハ不及申、五人組・隣三軒迄、曲事可申付事

として、別当・咄を通じて厳しく取締らせ、違犯者が出た場合は、五人組はいうにおよばず、隣三軒まで曲事に申しつけた。これはいうまでもなく、貞享元年制定の「宗門并人改手頭」を、町方法令に導入したものである。

公儀宿継については、すでに「鳥ノ子御帳」の「覚」に規定があったが、この点に関して、新たに旅人往還・宿貸し・使者飛脚・旅商人および被官・奉公人の口事沙汰に関する規定を設けた(第六―一二条)ほか、町屋敷に居住する家臣は直臣・陪臣にかかわらず、別当・咄の命令に従わさせ、町並の礼法を遵守させて、町方の秩序維持につとめた(第三・一四条)。また、火災は別当・咄の責任として、町民のすべてに火の用心をさせ、出火の際は、町奉行・町代官は現場にかけつけて消火にあたり、火元・隣家はいうまでもなく、町中全体が消火につとめるよう規定して(第一五・一六条)、町方における防火体制を整備した。

なお、同「定」の後文に、「右之条々不可有相違候、不時行懸難計儀者不及沙汰、諸事ニ付而存寄も候ハ、無用捨時々請役所江可請差図候」とあり、ここに請役所(請役家老)―町奉行―町代官という町方における行政系統が整序化する。

以上の町方制度の整備に対応して、翌元禄四年「里山方并道屋敷方」が制定された。このうち「里山方」は、「鳥ノ子御帳」にもみられない新しい法令で、その第一条に、

一城廻都合并里山方之儀、諸事念を入可申付事

付、道橋・水道之儀、往還又ハ万間ニ不相成様ニ、能吟味仕筋々可申談候、偕又城廻内外支配内之道橋・堀川・

土手竹木之有無シ可相改之、自今以後何事ニ而茂、新儀ハ大和(鍋島直孝)・請役家老江請差図可相調候、氏旨兼而筋々江可
申談事

とあるように、全七条がすべて城廻りに関するものである。このことは、地方支配機構整備の一環として、城堀・城下番所・堀川・土手畔林に関する諸規定が必要になったことを示すとともに、藩職制としての里山方の行政内容を示すものである。

次に、「道屋敷方」は、「鳥ノ子御帳」第二巻に収める「覚」⁽⁹⁶⁾を改訂・補足したもので、給人屋敷・流筋水道・脇水・城下道橋等に関する諸規定を設けたものである。給人屋敷の売買は、従来から禁止されていたが、これを改めて再確認するとともに(第二條)、新たに給人屋敷に百姓・町人が住むことを禁じて(第四條)、町屋敷と明確に区別し、上り屋敷に関する蔵入頭人の権限を強化している(第五條)。

その後文に、「右、里山方并城下屋敷道之儀、今度相改、其方共請役ニ申付候上ハ、自今以後諸事立入、手代之者節々差廻相改、無猥様可入念也」⁽⁹⁷⁾とあり、当該職制は里山方并道屋敷奉行(頭人)の專管事項になるとともに、請役家老―蔵入頭人―里山方并道屋敷奉行(頭人)―同手伝という行政系統が整序化した。

同年(元禄四)制定された「寺社方定」⁽⁹⁸⁾は、前述した寛文十一年の寺社方に関する「定」⁽⁹⁹⁾を一部改正したものであるが、同「定」が竜造寺四家のほか諸家老宛発布され、⁽⁹⁹⁾また貞享元年の「宗門并人改手頭」も、多久茂矩・鍋島武雄茂紀(請役家老)ほか相良求馬・鍋島綱直九左衛門宛発布されているのは、宗教政策が寺社奉行の專管事項に属しながら、政策の重要性にかんがみ、請役家老の職掌の一部を構成していたためであり、このことは、請役所と寺社奉行が完全に分離独立していなかったことを示している。しかるに、元禄四年の「寺社方定」は、明らかに「寺社奉行」宛となっており、ここに寺社行政においても、請役所(請役家老)―寺社奉行という行政系統が整序化⁽⁹⁹⁾する。

こうして、光茂後期の貞享・元禄期に、「鳥ノ子御帳」の精神への復帰をスローガンに、法の改訂・整備がおこな

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (二)

われ、藩職制における職掌の分化とともに、専任の奉行と職制が設けられて、地方行政機構はいっそう整備されたが、光茂は翌元禄五年「郡方手頭」⁽⁹²⁾と「検者手頭」⁽⁹³⁾を制定して、その最終仕上げをおこなった。

ところで、佐賀藩における「郡方」とは、「町方」・「津方」に対する行政区画としての郡郷(農村)を意味せず、藩職制としての郡代の行政対象とその職掌を意味することは、「郡方手頭」の第一条に、

一 郡代之儀、郡郷ノ之儀候条、無理非分之儀無之、万廉直之旨を以可相捌候、勿論民百姓家職を本として不及困窮、能有付候様、心遣肝要候事

とあることよって明らかである。すでに元和七年には詳細な職掌が設けられたが、それによると、郡郷に発布した法令違反者の摘発をはじめ、郡代には幅広い職掌と権限が与えられていた。⁽⁹⁴⁾しかも、当初は大配分の知行主が任命されて、⁽⁹⁵⁾蔵入地のみならず配分地(知行地)に対しても強力な権限をもち、そのため、蔵入地を管掌する代官との間に、職掌上の明確な区分が存在していなかった。こうした郡郷に対する郡代と代官の二重支配に対し、勝茂は寛永二十年に改革をおこない、蔵入地の仕置を代官に命じ、配分地の仕置と区別するとともに、郷中法度の取締りにあつては、蔵入地は代官、配分地は郡代という明確な方針を打ち出した。⁽⁹⁷⁾しかし、「鳥ノ子御帳」第二巻に収める「定」⁽⁹⁸⁾(郡代)によれば、郡代は配分地のみならず、蔵入地に対しても広汎な権限を有していたようである。

元禄五年制定の「郡方手頭」は、右にみる「定」を大幅に改訂・補足したもので、全六八条におよぶ詳細な法令である。前述した第一条の規定について、法度(幕法・藩法)の伝達・取締り、宗門改め、公儀宿継、長崎警備時の人馬徴発、長崎奉行・上使往来時の調達、人馬継所、使者飛脚・旅人・商人往来時の人馬・船の調達(第二十九条)など、公儀関係の取締り・調達をはじめとして、賭の諸勝負の禁止、上下礼儀、火の用心、祭礼、郡方万定式の遵守(第二〇―二四条)、大庄屋・小庄屋給分、配分地点役、反米取立て(第一六一―二〇条)、潮土井・水土井の修理、新堀(新田開発)、出作の禁止(第二二―二四条)、刀・脇差規定の遵守(第二七条)、升・計の統一(第二九条)、他領者との縁

組み・養子の禁止、質置・人売の禁止(第三三―三五条)、他領者への宿貸し禁止と旅人・商人・芸人・職人等に対する措置(第三六―六一條)、五人組(第六二條)、走者、質年季(第六六―六八條)など、極めて広汎にわたっており、その職掌は年行司・町奉行・代官の職掌と競合するものが多い。

重要なことは、右にみる「郡方手頭」が大配分においても、法として定着し遵守されていることである。例えば、諫早氏が所蔵する享保十八年の高来郡代宛の「郡方条目」⁽⁹⁹⁾は、元禄五年の「郡方手頭」とほぼ等しく、さらに詳細となつて全八五條となつている。ここにおいて、光茂の地方行政機構の整備は、一応完結するに至つた。

さらに、この点をいっそう強調したのが同じ元禄五年に制定された「検者手頭」⁽¹⁰⁰⁾である。「鳥ノ子御帳」第二卷に収める「定」(蔵入方)によれば、作の好者が検者に選ばれ、年貢徴収について、代官とともに重要な役割を果してしたが、検者についてのまとまつた法令は存在しなかつた。こうして、光茂の「検者手頭」の制定となつたが、その第一条に、

一 蔵入方検者之儀、其方共江申付候、然者百姓之盛衰・所務損徳、検者ニ相極事候条、能々身ニ懸心遣可為肝要事として、蔵入地における百姓の盛衰・所務損徳が検者にかかつていることを強調し、検者は代官目付として、諸郷に出張せしめ、代官支配の在り方、田畠の乾熟、作毛の善悪を蔵入頭人に報告せしめるとともに(第二条、蔵入地における地米員数の決定、前年の地米との増減、落米員数の目安記載(第三一六條)等を法として決定し、蔵入地における年貢徴収に重要な役割と機能を果させたのである。

ここに、代官制度の整備・強化と相俟つて、蔵入地における管理体制は一応完結・整備した。それは光茂の地方支配機構整備を象徴するものであつた。

【註】

(1) (2) 「勝茂公譜考補」三乾、『佐賀県史』中巻二―三頁。

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

- (3) 「村田家記」(「勝茂公譜考補」三乾所収)。
- (4) 「勝茂公譜考補」三乾。
- (5) 「安順年譜」下(「水江事略」七所収)、「御親類始御家老迄家々之大概」。
- (6) 「慶長比之御書物」。
- (7) 「江戸御証人衆詰料銀割符帳」(「肥陽旧章録」所収)。
- (8) 「泰盛院様御代御書物書技」。(1)―(8) 藤野保編『佐賀藩の総合研究』本編第二章第一節・三節参照。
- (9) 『佐賀県史』中巻九五頁。
- (10) 「鹿島年譜」・「鍋島和泉守忠茂譜」(「坊所鍋島家文書」(「佐賀県史料集成」一二巻所収)五八四号鍋島忠茂書状)。
- (11) 「元茂公御年譜」一、「御家由来」(「小城鍋島文庫」所蔵)。なお元茂は、元和三年の冬、小城・杵島両郡のうちにて定米一万一八石(知行高一万六、六九七石九斗二升)を増加され(「元茂公御年譜」二)、合わせて定米二万三八一石三斗となった。
- (12) 「多久家文書」(「佐賀県史料集成」一〇巻所収)「多久家書物^{御什物方指出}」一〇号鍋島勝茂覚書。
- (13) 「勝茂公譜考補」一〇上、「鹿島年譜」・「鍋島和泉守忠茂譜」。(10)―(12) 藤野保「佐賀藩における三支藩の成立過程」(「九州文化史研究所紀要」二五号)・前掲『佐賀藩の総合研究』本編第一章第二節参照。
- (14) 「鍋島山城家系図」(「御親類系図」所収)、「御親類始御家老迄家々之大概」。「御国惣万帳」。なお、直弘は、その後数回の加増をえて、寛永十九年には知行六、〇〇〇石となった。
- (15) 「神代家系図」(「御親類系図」所収)、「御親類始御家老迄家々之大概」。
- (16) 前掲『佐賀藩の総合研究』本編第一章第二節参照。
- (17) 「寛永五年惣着到」。
- (18) 「御国惣万帳」。
- (19) 「泰盛院様御印帳」。
- (20) 藤野保「佐賀藩確立期における政治過程および政治形態」(「九州文化史研究所紀要」二四号)・前掲『佐賀藩の総合研究』本編第二章第一節参照。
- (21) 同『佐賀藩の総合研究』本編第二章第三節参照。
- (22) 「直茂公譜」第八、「勝茂公譜考補」三乾、「鍋島和泉守忠茂譜」。

- (23) 「元茂公御年譜」二、「坊所鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』一二巻所収)七二〇号鍋島元茂書状。
- (24) 第一図「蔵入地と知行地の分布」参照。
- (25) 「蓮池鍋島家文書」(『佐賀県史料集成』一四巻所収)一三三号鍋島勝茂書状。
- (26) 「寛永十八年兩御蔵入御物成目安」(「月堂様御代覚書」所収)、「肥陽旧章録」。
- (27) (28) 「寛文元年蔵入方付而申渡条々」。
- (29) 前掲『佐賀藩の総合研究』本編第二章第三節参照。
- (30) 「寛文元年山方ニ付而申渡条々」。
- (31) (32) 註(27)と同じ。
- (33) 第三二・二三条は、「鳥ノ子御帳」(第三巻)では、「諸郷夫小荷駄并手男一通」に収めている。
- (34) 「元禄三年蔵入掟」。
- (35) 「鳥ノ子御帳」第二巻所収。
- (36) 註(34)と同じ。
- (37) (38) 「寛文元年蔵入方付而申渡条々」。
- (39) 「多久家文書」(『佐賀県史料集成』一〇巻所収)、「多久家書物御什物方指出」八号鍋島勝茂覚書。
- (40) 「諸算用一通」(「鳥ノ子御帳」第三巻所収)。
- (41) 註(37)と同じ。
- (42) 栗原荒野『校注葉隠』一三頁。
- (43) 長野通『幕藩制社会の財政構造』四八七頁以下。
- (44) 「貞享二年小物成方定」。
- (45) 註(39)と同じ。
- (46) 註(44)と同じ。
- (47) 第四表は「御蔵入御物成附」(「郷村一覽附御蔵入物成」所収)によって、貞享年間における蔵入地の存在形態とその地米高をみたものであるが、黒田安雄氏の分析によると、地米総高二七万九、六八八石五斗一升九合のうち、その四三%にあたる一二万三八〇石一斗一升二石が蔵入地の地米高であった。これはそのまま蔵入地と知行地の比率を示すものである。そのう

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (二)

第4表 貞享年間における
蔵入地と地米高

郡名	郷名	地米高 石斗升合
佐賀	佐賀山内	1,892.277
	上佐賀上郷	4,121.168
	上佐賀下郷	3,750.960
	中佐賀郷	5,709.438
	巨勢郷	3,293.583
	川副東郷	6,130.463
	川副上郷	6,316.336
	川副下郷	7,613.743
	与賀上郷	6,904.710
	与賀下郷	7,581.060
三根 養父	嘉瀬郷	5,919.118
	新庄郷	5,655.601
神埼	三根・養父 三根郡西郷	3,154.415 5,146.261
	神埼山内	2,761.795
	神埼東郷 神埼西郷	2,784.638 4,647.276
杵島	横辺田東郷	1,785.061
	横辺田西郷	4,000.000
	白石秀郷	5,926.486
	白石六角郷	4,448.055
	白石中郷 白石南郷	5,785.495 5,960.632
松浦	伊万里郷	2,575.041
	有田郷	2,953.981
藤津	七浦	453.056
高来	諫早	3,113.456

〔註〕 貞享年中「御蔵入御物成附」によつて作成。

- ち蔵入地は、佐賀郡と杵島郡における集中度が極めて高く、佐賀郡は蔵入地の集中度八七・二%、集積度五三・九%となっている。これに杵島郡を加えると、蔵入地の集積度は七七%に達し、佐賀藩における蔵入地は、その大半が佐賀・杵島両郡に集中していたことが解る。これについて神埼郡、三根・養父郡、松浦郡、高来郡、藤津郡の順序で存在していた(前掲『佐賀藩の総合研究』本編第二章第三節参照)。
- (48) 「貞享元年年行司掟」。
- (49) 「貞享元年宗門井人改手頭」。
- (50) 「貞享元年光茂様御代御山方奉行御手頭」。
- (51) 「鳥ノ子御帳」第四卷所収。
- (52) 「領中人改様申渡条々」。
- (53) 註(48)と同じ。
- (54) 前掲『佐賀藩の総合研究』本編第二章第五節参照。
- (55) 同『佐賀藩の総合研究』本編第一章第五節・第二章第五節参照。
- (56) 「鳥ノ子御帳」第二卷・第五卷所収。

- (57) 「家老并諸役者互渡之手頭」、「従前々之遊出写」。
- (58) 註(49)と同じ。
- (59) 四代藩主綱茂も、元禄九年に「宗門并人改定」を制定している。
- (60) 「鳥ノ子御帳」第二卷所収。
- (61) 「寛文元年山方ニ付而申渡条々」。
- (62) 「乗輪院様御壁書其外」。ほかに「蔵入役」・「軍陣役者之事」を収める。
- (63) 「貞享五年津方手頭」。
- (64) 「元禄三年代官共互相渡候手頭」。
- (65) 「元禄三年町方定」。
- (66) 「元禄四年光茂様里山方并道屋敷方」。
- (67) 「元禄四年寺社方定」。
- (68) 「元禄五年郡方手頭」。
- (69) 「直孝公 御代」下『長崎県史』史料編第二所収。
- (70) 「鳥ノ子御帳」第五卷所収。
- (71) 註(62)と同じ、註(20)参照。
- (72) 註(63)と同じ。
- (74) 註(64)と同じ。
- (75) 「鳥ノ子御帳」第二卷所収。代官の職掌については、前掲『佐賀藩の総合研究』本編第二章第五節参照。
- (76) (77) 「定」。「鳥ノ子御帳」第二卷所収。
- (78) 「元禄三年代官共互相渡候手頭」。
- (79) 『佐賀県史』中巻一四八頁。
- (80) 「元禄三年代官共互相渡候手頭」の第四一条で、はじめて「津方頭人」の名称が登場する。したがって、津方の職制は津方頭人―津方目付―目付下代―下目付となる。
- (81) 「鳥ノ子御帳」第二卷所収。

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (二)

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

- (82) 「元禄三年町方定」は、「鍋島九左衛門互被相渡候御扣」とあり、当時の町奉行は鍋島^(納言)九左衛門と考えられる。
- (83) 註(49)と同じ。
- (84) 「元禄三年町方定」。
- (85) 註(66)と同じ。
- (86) 「鳥ノ子御帳」第二卷所収。
- (87) 「元禄四年光茂様里山方并屋敷方」。
- (88) 註(67)と同じ。
- (89) 「従前々之遊出写」、「家老并諸役者互渡之手頭」。
- (90) 多久長門・諫早豊前・鍋島若狭・鍋島阿波・鍋島主水・鍋島弥平左衛門・相良求馬宛となっている(註(89)と同じ)。
(逸史) (武勇) (領色) (逸史) (領色) (逸史) (武勇)
- (91) 前掲『佐賀藩の総合研究』本編第二章第七篇参照。
- (92) 註(68)と同じ。
- (93) 「元禄五年光茂様検者手頭」。
- (94) 「直孝公 御代」上(『長崎県史』史料編第二所収)。
- (95) (96) 前掲『佐賀藩の総合研究』本編第二章第五節参照。
- (97) 「多久家ニ有之候書物写」。
- (96) 「鳥ノ子御帳」第二卷所収。
- (99) 「郡方条目」(『長崎県史』史料編第二所収)。
- (100) 註(93)と同じ。
- (101) 「定」(『鳥ノ子御帳』第二卷所収)。

四 家臣団統制と身分格制

1 「起請文」から「誓詞」へ

明暦四年（万治元）五月、光茂が発布した「御代始条目」⁽¹⁾は、いわば新藩主の施政方針であり、そこには儒教的な仁政思想にもとづく文治主義精神が見出されるとともに、光茂の政策の基調をなしたことが、そのため光茂は、封建的倫理や身分制秩序を重視したことは、すでに指摘したところである。「鳥ノ子御帳」の精神への復帰をスローガンに、法の改訂・整備を通じて、藩制機構を整備し、専任の奉行と職制を設けて、責任体制を確立し、階層的な行政系統を整序化したのも、文治主義政策の現われにはかならず、それはさらに進んで、三支藩をはじめとする家臣団統制の強化と組織の整備、および家臣団構成における身分格制の重視と階層秩序の確立となって現われた。

ところで、勝茂から光茂への代替りに際し、注目されることは、三支藩をはじめとする家臣団から、光茂と嫡子綱茂に対し、集中的に起請文が提出されたことである。⁽²⁾ 起請文の内容は、「逆心を不奉存、公私御為可然様ニ心遣可仕事」⁽³⁾というところにあつたが、このことは、治世五〇年の実績をもつ勝茂から、孫の光茂への代替りによって招来される主従制の弛緩を防止するとともに、さらに積極的に自らとその嫡子に忠節を求めるところによつて、主従制を強化し、鍋島一門をはじめとする家臣団に対し、宗家⁽⁴⁾藩主としての身分制秩序を確立するところにあつたといえよう。⁽⁴⁾ こうした起請文の提出は、その後も継続されるが、寛文十一年九月には、諸家老から次のような起請文が提出された。⁽⁵⁾

再拜々々敬白天罰起請文前書夏

一 奉対 光茂様・綱茂様、尽未来際、公私御為宣様、身命之限、吉凶共ニ無二心・野心、御奉公可仕候、尤至光茂

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

様・綱茂様、不依誰人、万一或結徒党、或背命族有之とも、某共曾以同心不仕、光茂様・綱茂様相離申間敷
一於向後、縦我々迷惑之御当介御座候共、少も取違不申、御奉公可仕候、尤他家之奉公之儀者不及申、縦公儀江
被召出候共、光茂様・綱茂様を不奉離、曾而何方之奉公仕間敷候、扱又世上展転之儀者不及申上、他家之衆も、
如行躰之儀被申懸候共、至御家当介を違、入魂仕間敷事

付、自然他方より計策之儀於有之者、書状ニ而も、口上ニ而も、有躰早速可申上支

一奉対 光茂様・綱茂様、御為不罷成儀致見聞、又某共存寄も御座候者、無用捨幾折も可申上事

一御訴詔申上儀御座候而、御分別無御座節、縦気ニ懸候共、当介悪敷覺悟仕間敷支

一不依何事、御隱密ニ被御聞候儀を、御免無御座間、他人之儀ハ不及申、雖為親子兄弟、口外仕間敷事

右於奉違背者

罰文

寛文十一月九月十四日

(神代) 鍋島弥平左衛門嵩就血判

(横居) 鍋島 主水武興血判

(須古) 鍋島 阿波茂継血判

(武雄) 鍋島 若狭茂紀血判

諫 早豊前茂明血判
(茂真)

多 久長門茂矩血判

多久茂矩以下の諸家老が光茂・綱茂に対し、身命の限り二心・野心なく奉公し、たとえ徒党を結び、主命に背く者があつても、光茂・綱茂と行動をとみにすることを誓つたうえで、用捨なく意見することを述べている。

このように、藩主と家臣団との主従制原理が確定した幕藩制下において、盛んに起請文が提出された理由は、いったい何処にあったのであろうか。

本来、起請文は惣領制解体後の在地領主相互の対立激化のなかで、盛んに作成されたものであり、中世的権威をもつ大名領主や、これに代わるべき有力被官が、政治的にこれら在地領主層を組織しえず、戦国末期の政治的混乱状態に対応すべき結合の原理として、神々の権威に依存する形で、軍事同盟の締結あるいは被官関係の維持のため起請文を提出せしめたものである。⁶⁾したがって、起請文の提出は、すぐれて戦国争乱に内在する領主間矛盾を止揚する戦術として採用されたのである。

戦国期の肥前において、少弐氏に代わって抬頭した竜造寺氏と他の戦国大名ないし在地領主との間に、または在地領主と周辺の給人・地侍層ないし「衆」⁷⁾ || 百姓との間に、盛んに起請文が提出・交換されたことは、すでに明らかにしたところである。加藤章氏は、こうした起請文の提出・交換による結合の原理を「起請文体制」とよび、起請文の前文にみられる規制・規範条項を一種の「契約」条項とみなし、そこに国人領主相互の秩序維持、ないしは大名・国人領主との被官関係の統制原理を見出している。⁸⁾

にもかかわらず、肥前においては、竜造寺隆信による戦国大名制が確立したのちも、盛んに起請文が提出され、それは隆信の戦死によって招来された重臣鍋島直茂に対する国政委任という異常な政治状態のなかで、ますます助長された。⁹⁾こうした傾向は、公儀権力の介入による竜造寺佐賀藩から鍋島佐賀藩への移行、公儀権力に対する鍋島氏の軍役奉仕―朝鮮出兵、竜造寺本家の断絶による鍋島氏の家督相続という政治的緊張の度ごとに繰り返され、¹⁰⁾勝茂・光茂時代に継承された。

鍋島佐賀藩成立以来、起請文が盛んに提出された理由は、「起請文体制」を生み出した戦国末期の政治的アナキシーのうえに、少弐氏（守護大名）から竜造寺氏（戦国大名）、さらに鍋島氏（近世大名）へと、めまぐるしく政権交代がお

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (二)

おこなわれた肥前にける特異な政治情勢に求められるであろう。

しかし、それはかつての「起請文体制」ではなく、知行判物の交付を媒介とする封建的主従制を基礎とする起請文の提出であり、神文も省略したものが多く、「前書」も画一化されている。しかも、「前書」は一種の「契約」条項ではなく「誓詞」条項となっている。佐賀藩が起請文を収録して、「五番御掛硯誓詞書」と命名した所以も、そこにある。肥前における特異な政治情勢のなかで成立した鍋島佐賀藩は、「起請文体制」の伝統と慣習にもとづき、「誓詞」を「前書」とする新たな「起請文」を盛んに提出させて、主従制の強化と家臣団統制を図ったということができよう。

こうした傾向に対しては、鍋島一門からも疑問が提出されていたらしく、元禄二年、鍋島直堯は、やはり「起請文前書案」の形で、次のように述べている。

再拜々敬白天罰起請文前書之支

某儀御重恩之儀共、御前ニ而も度々如申上候、聊亡却不仕候、然者、今晚誓紙之儀付而、御子様方之儀、何も神文如何与存入候様子付、於、御前も如申上候、則此神文を以、少も偽無之候、御子様方疎略不奉存候、今時分批判あいかね、かへりて御為宜敷も有之間敷と存、申上たる迄ニ候、親類・家老中何も、殿様御うしろくらしき覚悟候へハ、則野心を奉存入にてこそ候へとも、從、御前被遊出候御案文文言を、何かと申上候へハ、御不審ニも可被、思召上候条、努々偽不申上候通、扱又万一親類・家老中之内、取ちかへ申候仁御座候而、殿様御うしろくらしき儀も、御子様方上於有之者、随分左様無之様、身命限、殿様可奉御同意候（以下略）

元禄二年九月廿九日

光茂様

鍋島大和直堯(直堯)

神代直長くましろ隱居いんこ後の直堯は、光茂が信賴する最上位の家臣であり、「起請文」(實際は「誓詞」)提出を肯定する立場から、論旨を展開しているが、鍋島一門、とくに光茂の子供に、それを疑問視する者がいたことは、「御子様方之儀、何も神文如何与存入候様子」という言葉が、それを雄弁に物語っている。こうして、佐賀藩においては、光茂の致仕(元禄八年)を契機に、「起請文」が少なくなり、「起請文前書案」は「誓詞」・「誓詞案」へと変化していたのである。多久茂矩以下の諸家老は、光茂・綱茂に対して起請文を提出した寛文十一年九月の同じ日付で、一一カ条からなる「誓詞」を提出しているが、これには三支藩(鹿島||直朝・小城||直能・蓮池||直之)のほか神代直長・鍋島直堯・村田政辰が連署している。それは三家・親類・家老の連署誓詞である。次に、その「誓詞」を掲げよう。

覚

- 一我々儀、以来弥致在佐嘉、連々御城罷出、御家御為可然様心ニ懸、氣遣可仕候、不依公私、存寄之儀於有之者、無用捨可申上事
- 一自然猥敷刻、遠所へ被差出儀有之共、妻子之儀ハ、志かと在佐嘉仕らせ、我々事罷越御用可相達候、縦隱居仕候とも、右之刻者、佐嘉江相詰可申事
- 一我々共、家中頭立候者之妻子之儀も、至其節在佐嘉可申付事
- 一虎口之跡先并御留守番之儀、以御校量可被仰付刻、御下知を違背仕間敷事
- 一口事沙汰、其外何事ニ而も、存寄無用捨申上、御吟味一着之上者、少も存分申上間敷事
- 一連判中之内之者、口事篇有之刻者、主人者不相構、殘連判中々致吟味、決断可仕之旨、奉得其意候、然上者、縦不合点之儀候共、違背仕間敷事
- 一從他家、若様子有之書状并使者口上ニ申来候ハ、早速有躰可申上事
- 一他家之者と、或縁辺を結、或養子之儀、下々迄堅禁止可仕之旨、得其意候事

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

第一条の「在佐賀」の件は、三支藩（内分支藩¹⁷）をはじめ、万石以上の大配分を包摂する複合藩としての性格をもち¹⁸、かつ数千石の大身（大配分・大配分格¹⁹）を有する佐賀藩にとつては重要な意味をもつ。鍋島佐賀藩草創期における竜造寺一門の割拠に加えて、これに対抗する措置として積極的に創出された鍋島一門の膨大な知行地（配分地）の創設が、いっそう割拠体制を助長したからである。

鍋島氏は、早くも慶長十三年、竜造寺四家を佐賀に集めて家老とし、竜造寺氏の藩政参加↓政治中枢への進路を開く一方、同年、「親類中、以来佐嘉ニ而、御家之儀諸事可致氣遣事²¹」として、鍋島一門の佐賀集住と藩政協力を要請し、領国内における集権体制を促進するとともに、「佐賀・蓮池へ移罷居候者、無理在郷仕儀、可為曲事²²」（元和四年）として、佐賀・蓮池に移住した家中の在郷を禁止、または「下²³致在郷候儀、四人切手を以、可被申付事、付、佐嘉無人ニ無之様ニ可然事²³」（元和七年）として、家中の在郷を厳しく制限した。こうして、佐賀藩においては、竜造寺・鍋島一門の佐賀集住とともに、家中（直臣・又家中（陪臣）の佐賀集住が促進されたが、それは取りも直さず、領国政治の中枢をなす佐賀城の建設と城下町の形成を意味するものである²⁵）。

しかし、慶長・元和の二回にわたる三部上地（知行地の三〇%召上²⁶）の実施にかかわらず、連続する公儀普請役の遂行から必然化された藩財政窮乏の打開策として、遂に寛永五年、「知行五百石内之給人、役者之外ハ、勝手次第ニ可致在郷由之事²⁷」として、役の者を除く知行五〇〇石以下の給人の在郷を自由に認めるといふ非常措置をとらざるをえなかった。この時同時に、「家売買の儀、勝手次第²⁸」という特別措置も講じている。

さらに元和・寛永以降、新たに創出された鍋島一門の膨大な知行地は、領内の各地に配置され、加えて寛永十九年における三家（鹿島・小城・蓮池鍋島）の大名（三支藩）への昇格は、家臣団統制をめぐる本藩との矛盾・緊張関係のなかで、領内における割拠体制を促進することになった。この年、「又家中在佐賀覚書²⁹」を發布して、小城鍋島家以下大身一家の「在佐賀仕候又家中名付³⁰」を決定し、又家中の「在佐賀」員数を定めたのは、こうした割拠体制を阻止

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

しようとする藩権力の対応を示したものである。その第一―三条に、

一 在佐賀之者、三年代リ之事

一 三年代リニ被相定候へ共、無代詰候儀ハ心次第、一段可然由候事

一代リ候砌ハ請御意候事

とあり、又家中の「在佐賀」交代を三年とし、代りなく詰めることは心次第、交代する時は藩主の許可を必要とした。丸山雍成氏は、こうした又家中の「在佐賀」交代を、「三支藩主以下、大配分の知行主などの又家中に対する、佐賀本藩への参勤交代の具体的指示」と評価している。

勝茂は、その晩年「鳥ノ子御帳」³²において、

一家中之士、無薦次在郷仕候儀可停止、但、罷移候ハテ不叶者ハ、年寄中切手を以、可差免事

として、家中の在郷を原則として禁止する一方、同慶安五年（承応元）、前述した寛文十一年の「在佐賀」誓詞と同じ内容の「覚」³³を、三支藩以下着座層に至る上級家臣団から徴収し、かれらに「在佐賀」・登城による藩政協力を誓約せしめた。

こうした「在佐賀」と在郷の繰り返しは、佐賀藩の構造特質に由来するものであるが、それは同時に、集権性と分権性を合わせもつ幕藩体制の藩規模における具体的表現にほかならない。その矛盾を止揚し、集権性を維持する手段が、幕藩体制の場合は大名の江戸参勤となり、佐賀藩の場合は家臣の佐賀参勤、さらには陪臣の御館参勤という三重構造をとることとなる。

光茂の襲封後、上級家臣団の「在佐賀」誓詞の提出は、いっそう頻繁となるが、このことは、前述した「起請文」の徴収と同じ趣旨にもとづくものであり、それによって、主従制と集権性を維持し、家臣団の統制を強化しようとしたのである。こうして、寛文十一年九月の「在佐賀」誓詞の提出となるが、第二条以下において、連署者および頭立

つ家中妻子の「在佐賀」を誓ったうえで（第二・三条）、出陣・留守番等の軍役の下知に従い（第四条）、訴訟吟味決着のうえは、これに服従し（第五条）、連署者の訴訟は、当事者を除外した残りの連署者で吟味したうえで、藩主の決裁を仰ぎ（第六条）、他家からの書状・使者口上は、有躰にこれを報告するとともに（第七条）、縁組み・養子を堅く禁じ（第八条）、集団訴訟は悪事の根元であるから、法度の趣旨を守って、下々まで厳しく申し渡し（第九条）、無分別の申し立ては、これを一切しないと誓約している（第一〇条）。そして、第一条において、蔵入地の所務（他の誓詞に「所替」とあり³⁶）、および小物成地・その他山野に対する要求（知行地への組入れ）を、一切停止したのは、第三条第一項で考察した藩権力の蔵入地の集中・増加策および小物成地からの財源確保に対応したものである。

そこに盛られた「誓詞」の内容は、妻子を含めた「在佐賀」の誓約のうえに、軍役・訴訟から縁組み・養子取り決めに至る藩主への絶対服従であり、その後、同じ趣旨の「誓詞」の提出は、光茂時代、延宝・貞享・元禄と繰り返えされた³⁶が、これは裏を返せば、領内における大身階級の割拠体制を示すものであろう。そのための度重なる「誓詞」の提出となったのである。なお、光茂は貞享四年に制定した「壁書」につづく「法度」の第二四条において、
一諸給人在郷江罷居候者、定米五拾石以上、城許江可罷移事

附、自今以降、知行百石より上之者、在郷仕儀停止之事

と規定し、すでに在郷しているもので、定米五〇石（四ツ成にして知行一二五石）以上の者の城下移住と、城下居住者で知行一〇〇石（同じく定米四〇石）以上の者の在郷を禁止している。寛永五年の知行五〇〇石以下の在郷許可規定は、ここで知行一〇〇石以下に制限された。

2 「三家格式」と身分格制の確立

以上のような光茂の上級家臣団に対する「在佐賀」誓詞の度重なる徴収にかかわらず、現実には、これと全くうら

はらかな事態が進行した。しかも、それは家臣団の最上位に位置し、鍋島一門のトップを占める小城・蓮池・鹿島鍋島の三家の動きからはじまった。

寛永十七年、三家は江戸詰の三家交代の願いを契機に、幕府から部屋住格としての大名の取扱いをうけ、ついで同十九年、正式の大名(支藩)となったが、佐賀藩における三支藩は、幕府から直接朱印状を交付される独立支藩(別朱印分家)と異なっており、内分支藩(内分分家)というところに特色があり、そのため、三家は大名となったのちも、終始本藩の「着到帳」に記載され(第二・三表参照)、⁽⁴¹⁾家臣としての取扱いをうけた。「在佐賀」誓詞に、他の上級家臣とともに連署したのも、そのためである。このことは、支藩に対する本藩の思考・態度の不変性を示すものであり、したがって、大名承認を契機に支藩に対して自治権を与えることもなかった。

勝茂から光茂への代替りに際し、集中的に提出された「起請文」を分析するとき、そこに明らかな相違を見出すことができる。それは、逆心なき奉公を誓った条項において、その対象が本藩の事実上の最上位の家臣であり、かつ政務運営を担当していた直弘(白石鍋島・直長(神代)の「起請文」は、「光茂様・綱茂様」となっているのに対し、三家の場合は、等しく「綱茂様」のみとなっていることである。⁽⁴²⁾ 襲封間もない勝茂の孫藩主光茂の嫡子綱茂に忠節を誓う起請文の提出を要求されたことは、三支藩の自尊心を著しく傷つけるとともに、本藩に対する支藩の抗議の鋒先を綱茂に向ける結果となった。勝茂の孫光茂の襲封は、三家との関係からみれば、これまでの親—子の関係から伯(叔) — 父—甥の関係への変化を意味する。三家は、これまでの本家との関係に加えて、大名承認を契機に主体性を確保しようとし、本家は、これまでの三家との関係を清算したうえで、主従制を基礎に、弥が上にも本家の絶対権を確立しようとした。光茂代替りに際しての「起請文」・「誓詞」の徴収は、こうした両者の政治関係に決着をつけ、三家の主体性を軽視したうえで、本家の絶対権を確立しようとするものであった。そこから、当然本・支藩の軋轢・対抗が発生するに至るのである。

こうした本・支藩の矛盾・緊張関係のなかで、延宝五年、小城二代藩主直能が飛驒守から加賀守に改称したことに
ついて、本藩から咎めをうけ⁽⁴⁴⁾、ついで翌六年、蓮池二代藩主直之が、八朔の祝儀として將軍家綱に太刀を献上した一
件について、再び本藩から咎めをうけた⁽⁴⁵⁾。こうした本藩の支藩に対する相つぐ干渉に対して、遂に支藩は立ち上が
り、まず直能が直之に同情して、鹿島二代藩主直条に協力を求め、さらに直条の父直朝および直能の嫡子元武が加わ
って、連名にて本藩に抗議するに至った。集団訴訟を悪事の根元とし、法度の趣旨を守って、下々まで厳しく申し渡
すと誓約した「誓詞」は、反古となったのである。

延宝七年正月、直朝と直能は相談のうえ、神代直長・鍋島^石直堯を通じて、請役家老の多久茂矩・鍋島^{武雄}茂紀に
「口上書」を提出した。狙いは「万事かさをしニ候儀、御家之為悪事根源」というところにある。要するに、三支藩
は本藩の干渉を「かさおし」（押しつけ）と意識し、それをもって、佐賀藩の「悪事根源」と極めつけたのである。

この「口上書」のあと、三支藩は「三家々申上条々」という二一カ条の長文の抗議文を提出したが⁽⁴⁶⁾、内容は先例を
無視した本藩の行為、支藩に対する子細な干渉に抗議の大半が集中している。注目すべきものは、抗議の対象が専ら
綱茂に向けられていることであり、感情問題のもつれから、綱茂に対する人身攻撃をおこなっていることである。

これより先、直能は延宝六年はじめて小城の桜岡屋敷に入り、翌七年致仕したが⁽⁴⁷⁾、小城三代藩主元武は、小城藩家
臣団の在郷―小城移住に対応して、翌八年、桜岡近辺の屋敷割りを実施した⁽⁴⁸⁾。この間の事情について、「直能公御年
譜」は延宝八年の条で、「小城御家中も漸々佐嘉屋敷を売払い、小城之様ニ引取候者多し⁽⁴⁹⁾」と説明している。その翌
年（延宝九年）、元武は、鹿島二代藩主直条および諫早茂元・鍋島^{四郎}直朗と四者連名にて、例の「在佐賀」誓詞を提出
しているのは皮肉というべきであろう。

なお、蓮池家中も、延宝年間より蓮池に移住したといわれるが⁽⁵⁰⁾、ここに三支藩の家臣団は、成立当初より鹿島に居
住した鹿島家中を含めて、本藩との対立・抗争のなかで、一部の家中を残して、ことごとくそれぞれの所領に移住す

るに至った。こうした支藩主・又家中の在郷について、『葉隠』は、本藩の新参家臣に対する登用（岡部宮内や相良求馬らを指す）と支藩に対する差別待遇に憤慨しての抵抗運動であったと説明する⁽⁹⁾。その後、光茂と直能・直朝との間に対談するところがあつたが、内容は本・支藩の軋轢を調停するところにあつたものと思われる。

こうして、天和三年二月、光茂のもとで「三家格式」が作成された。本・支藩の対立・抗争に最終的な決着がつけられたのである。「三家格式」によれば、(1)本藩に提出した「誓詞」の遵守、(2)出陣・長崎警備の命令服従、(3)他家との縁組み禁止、(4)本藩が公布する掟・法度（藩法）の遵守、(5)支藩領内における制札の勝手建立の禁止、(6)支藩領内に新儀あるときの相談、(7)支藩の家来で在佐賀の者の礼法尊重、(8)他方者を召抱える場合の届出、(9)支藩の家老ならびに由緒ある家来で、本藩が承知している者に切腹を命じた場合の届出等は、「国家之掟」であるから、支藩といえども相違なく遵守するよう命じ、ほかに(18)隠居・家督、(19)官位、(20)参勤・帰国については、本藩より幕府に伺いを立てるから承知するよう申し渡している。以上に対して、支藩が許可されたものは、(10)隠居の御礼、(11)官位の御礼、(12)着府の案内・使者のこと、(13)公儀における祝儀の際の勤め、(14)屋敷願ひ、(15)公儀の命令による家臣差出、(16)節供勤め、(17)公儀に差出す使者ならびに献上物等に留まつた。

光茂は「三家格式」の公布に際し、「兎角互ニ家連続之所を本意ニ存、真実於有之者、万事者其内ニ而相調儀与存候」と諭すとともに、「右之旨、銘々家中下々迄聊無相違様、代々堅可被申伝候」と厳命した。これに対して三家は、五者連名（直朝・直能・直之・直条・元武）にて、「右書付之趣、委細奉得其意候、聊相違不仕様、代々可申伝候」として、「三家格式」を全面的に受諾した。三支藩は敗北し、完全に本藩の統制下におかれたのである。それは光成が政策基調とした身分制秩序の確立を象徴している。これを契機に光茂は、貞享から元禄期にかけて、「鳥ノ子御帳」の精神への復帰をスローガンに、法の改訂・整備を通じて、蔵入地に対する管理体制を強化する一方、地方行政機構を整備し、専任の奉行と職制を設けて、階層的な行政系統を整序化したことは、すでに考察したところである。それは

制限付ではあれ、三家をはじめとする家中・又家中の在郷を認めたいうえでの、法と秩序による統制ということができよう。主として配分地を対象とする郡代法令が、元禄五年に至って、より詳細かつ広汎になったのは、このことを示している。

さて、光茂のいま一つの政策基調である家臣団組織の整備と身分格制の重視は、どのように推進されたのであろうか、次に考察することとしよう。

光茂は「三家格式」を制定した翌貞享元年、神代直長の致仕を契機に、川久保神代家は次男の吉茂（のちの本藩五代藩主）に相続せしめ、直長の子茂真には、関氏の旧知行を与えるとともに、新たに増加して一家を創設した⁽⁶²⁾。これが村田鍋島家であり、鳥栖村田家とも称した。貞享四年の加増分を入れて知行高六、〇〇〇石（物成高二、四〇〇名⁽⁶³⁾。もともと直長は少弐氏（資宗）の後裔関家を相続し、のち明暦元年、川久保神代家の養子となり、関・神代両家の知行を合わせもち⁽⁶⁴⁾、家格のうえでは三家・白石鍋島家についてだが、ここに改めて関家の旧知行が復活され、それを直長の子茂真が相続したのである。

ここに神代家は、川久保神代・村田鍋島二家に拡大したが、これに白石鍋島家と同家の直弘の次男政辰が養子となった竜造寺氏の本家格である久保田村田家を加えて、三家を除く鍋島一門の「親類」は四家となった。このように、光茂の鍋島一門の重視は、「親類」層の強化となって現われたが、形式的に、これらの「親類」層は、少弐氏（その後裔）・竜造寺氏（その本家格）・鍋島氏（二家）という構成をとった。ここにも、光茂の身分家格重視の思想が現われている。

ついで光茂は、致仕の年の元禄八年に「着到着⁽⁶⁵⁾」を作成したが、第五表はそれを示したものである。同年の「着到着帳」で注目されることは、石高よりも身分格制を重視するという寛永十九年以来の記載方式が変更され、知行高（物成高）順に記載されていることである。

第 5 表 上級家臣団の構成 (元禄 8 年)

番号	氏 名	知行高	物成高
1	(小城) 鍋島紀伊守 (元武)	石斗升 73,252.5	石斗 29,301
2	(蓮池) 鍋島摂津守 (直之)	52,625	21,050
3	(諫早) 諫早豊前 (茂晴)	26,200.5	10,480
4	(多久) 多久伊豆 (茂文)	21,734.5	8,693.8
5	(武雄) 鍋島十左衛門 (茂紀)	21,600	8,640
6	(白石) 鍋島大和 (直堯)	20,276.05	8,110.6
7	(鹿島) 鍋島備前守 (直条)	20,000	8,000
8	(久保田) 村田宮内 (政辰)	10,770	4,308
9	(川久保) 神代弾正 (直利)	10,000	4,000
10	(須古) 鍋島市兵衛 (茂清)	8,250	3,300
11	(横岳) 鍋島掃部 (茂清)	7,500	3,000
12	(神代) 鍋島弥平左衛門 (茂樹)	6,262.5	2,500
13	(深堀) 鍋島官左衛門 (茂春)	6,000	2,400
14	(鳥栖) 鍋島左京 (茂真)	6,000	2,400
15	(倉町) 鍋島鞠負 (茂敬)	5,075	2,030
16	(姉川) 鍋島凶書 (清長)	5,051.25	2,020.5
17	(太田) 太田正左衛門 (貞長)	4,250	1,700
18	(納富) 鍋島九左衛門 (正章)	2,700	1,080
19	(生野) 生野市之佑 (孝興)	2,666.66	800
20	(成富) 成富左兵衛 (種弘)	2,550	1,020
21	(山代) 鍋島十太夫 (契)	2,250	900
22	(有田) 有田主計 (広)	2,200	800
23	(中野) 中野数馬 (利明)	2,000	800
24	(伊万里) 鍋島伝兵衛 (教令)	1,782.5	713
25	(岡部) 岡部権之助 (利長)	1,666.66	500

〔註〕 「元禄 8 年乙亥分限着到」によって作成。知行高は 4 ツ成表示。但し、生野 (19)・岡部 (25) の 2 家は 3 ツ成表示。() 内は筆者が追記したもの。

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (二)

例えば、勝茂晩年の明暦二年の「着到帳」では石高の順位に関係なく、小城鍋島・蓮池鍋島・白石鍋島・鹿島鍋島・川久保神代・諫早・武雄鍋島・多久・久保田村田・須古鍋島 (以上上位一〇氏、一位一五位) 鍋島一門・六位一〇位 〓 滝造寺一門) 家の順となっていたが (第三表参照)、元禄八年の「着到帳」では、小城鍋島・蓮池鍋島・諫早・多久・武雄鍋島・白石鍋島・鹿島鍋島・久保

田村田・川久保神代・須古鍋島家というように石高順に記載されている。大きな違いは、白石・鹿島の鍋島両家と諫早・多久・武雄鍋島の竜造寺三家が入れ替わったことと、川久保神代家が関氏の旧知行を分知したため、石高順からいえば七位から九位に後退したことである。

第一位以下（「家老」・「着座」以下）は、従来とも石高順となっており、その点、元禄八年の「着到帳」も変わりはないが、それでも順位に若干の変化が認められる。第一位の横岳鍋島家には変化はないが、神代鍋島家が加増のため、深堀鍋島家との間に地位が逆転し、新たに（鳥栖）村田鍋島家が一四位に確定する。ついで倉町鍋島・姉川鍋島・太田家（第一五位―一七位）の順となるが、太田家の減禄は万治二年の分知によるものである。⁽⁶⁷⁾ 第一八位の納富鍋島家の地位は変わりなく、ここで、明暦当時知行一五〇石であった生野家が、光茂に重用されて加増され、第一九位（知行二、六六石六斗六升）に進出する、異例の昇進である。ついで一時後退した成富家が加増されて第二〇位となり、以下、有田・中野・伊万里鍋島家（第二一位―二四位）とつづいて、勝茂の親規取立家臣岡部家が第二五位を占める（以下省略）。

以上の検討によって、新たに採用された石高順の記載方式は、鍋島・竜造寺一門など上位一〇氏に限定されていたことが解る。にもかかわらず、そうした記載方式を採用したのは、これまでの「着到帳」にみられた身分格制による家格序列と石高順による階層秩序の矛盾を止揚しながら、全家臣団を石高順に記載し直すことによって、新たな階層秩序を確立しようとする光茂の姿勢の現われとみられよう。

と同時に光茂は、同じ元禄八年に詳細な「組着到」⁽⁶⁸⁾を作成・完成した。「組着到」とは、「着到帳」が家臣団の分限帳を指すのに対し、家臣団構成の中核をなす諸組の構成を示す分限帳のことをいう。⁽⁶⁹⁾

本来、鍋島氏は、竜造寺氏が個別領主の把握と地域別の把握による二重の衆構成を通じて家臣団を編成していったのに対し、まず朝鮮陣立において、新たに組別編成の方式を追加・採用するとともに、衆構成をとる外様集団には、

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

鍋島一門を組頭に配し、かれらに対する指揮命令を強化することによって、鍋島氏による直屬家臣団編成の方向を打ち出した⁽⁷²⁾。こうした組別編成の方式は、鍋島佐賀藩成立以降強力に推進され、元和七年には、詳細な軍役規定を制定する一方、軍制改革を断行して諸組の改正をおこなった。この際、竜造寺四家は大組頭の兼担が解かれ、鍋島一門の「親類」とともに、本藩家臣団と別個に、それぞれの分限に依りて、自己の家臣(陪臣) 団をもって独自に組を編成することになった⁽⁷³⁾。ここに、「親類」以外の鍋島一門を含む直屬家臣団と又家中(陪臣) によって構成される「与(組)」と、竜造寺・鍋島一門の「親類」と又家中(陪臣) によって構成される「備」に分化し、佐賀藩における軍事力構成の基本パターンが確立した。

その後、寛永五年に再び軍役規定が制定され、軍役賦課の基準が物成高より知行高に変化した⁽⁷⁴⁾が、佐賀藩の軍役体系は、島原の乱後の寛永十六年さらに整備され、同十八年の改訂をへて、勝茂晩年の「鳥ノ子御帳」に改訂・収録される⁽⁷⁵⁾。これに対応して、本藩の直屬家臣団と又家中を対象とした諸組は、統廃合の経過をへて、島原の乱後改正がおこなわれ、勝茂の晩年には、小馬廻と称される四組の馬廻と先手二組を含む八組の大組、それに三組からなる留守居組の三組織に編成されるに至った⁽⁸¹⁾。いわゆる佐賀藩一五組(御側四組・先手二組・警固六組・留守居三組)の成立がこれである⁽⁸²⁾。

こうした諸組の成立・統廃合・整備に対応して作成されたのが「組着到」である。勝茂時代に作成された「組着到」は、「勝茂公御代与着到」(四冊)⁽⁸³⁾ および「泰盛院様御代組着到」(五冊)⁽⁸⁴⁾ に収録されているが、そのほか元和九年の「鍋島右馬助与私」をはじめ、鍋島主水組(横岳鍋島) に関する「組着到」が四冊現存している⁽⁸⁵⁾。

右の「組着到」にみられる「与私」の「私」とは、諸組を構成する直屬家臣団の又家中を意味し、佐賀藩における諸組は、この両者を基本的構成要員としていたことを示している。さらに直屬家臣団は、知行取である侍と藩から切米支給をうける手明鎧・陸小姓・弓鉄砲昇之者・長柄鎧・小道具によって構成され、それぞれの組に配属された。つ

まり、佐賀藩における諸組は、基本的に侍とその陪臣によって構成されながら、これとは別に藩から切米支給をうける手明鐘以下の直屬家臣団が配属され、鉄砲・弓・長柄鐘・昇が分与されて、それぞれの軍役を負担していたのであり、そこに佐賀藩における諸組の構成的特質と軍事力の強化を見出すことができる。

「組着到」は、まさにこうした諸組の構成と軍事力の在り方を示したものであり、勝茂時代に、その基本形態が出来上ったが、光茂はその晩年、「着到帳」と同時に「組着到」を作成し、家臣団の組織をいっそう整備したのである。勝茂時代の「組着到」と光茂時代のそれとの違いは、前者が諸組に対し、藩から別に配属される直屬家臣団が、手明鐘以下戦闘集団を中心に構成されていたのに対し、後者は諸職人・大工・鍛冶・鷹師などの非戦闘集団が同時に配属される「与私」が出現したところにある。このことは、臨戦体制を中心とする組構成⇨家臣団編成から、平和時の組構成⇨家臣団編成に変化したことを示すと同時に、非戦闘集団が諸組に配置されることによって、佐賀藩における家臣団の組織は、いっそう強力かつ整備されるに至ったのである。

こうして、襲封間もない万治元年、「御代始条目」を制定し、文治主義政治を政策の基調とした光茂は、その初政において、家臣団の世禄制を確立し、殉死を禁止して、文治主義政策を推進する一方、請役家老の管理体制を強化しながら、蔵入地の集中・増加と蔵入算用の改正をおこない、その中期⇨寛文末年から天和期にかけて、家臣団に対する統制を強化しながら、万治二年の着座の座位決定について、天和三年には「三家格式」を制定し、三家（三支藩）以下着座に至る身分制秩序を確立し、さらに、その晩年⇨貞享から元禄期にかけて、法の改訂・整備を通じて、地方行政機構を整備し、専任の奉行と職制を設けて、階層的な行政系統を整序化する一方、鍋島一門の「親類」層を強化しながら、「着到帳」・「組着到」の作成を通じて、新たな階層秩序の確立のもと、諸組を中心に家臣団の組織を整備した。

こうした光茂の鍋島一門の強化と身分制秩序確立の方向は、次の四代藩主綱茂（元禄八年十一月襲封）によって、い

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (二)

っそう強化され、制度的に確立・定着した。すなわち、綱茂は元禄十二年、これまで親類として扱ってきた鍋島一門・竜造寺四家に身分秩序を導入し、白石鍋島・川久保神代・久保田村田（竜造寺氏の本家格）・村田鍋島の四家⁽⁹⁾「親類」の下に、新たに武雄鍋島・多久・諫早・須古鍋島の竜造寺四家を「親類同格」として位置づけたのである。

ここに、佐賀藩の支配体制であり身分格制であるところの三家・親類・親類同格・家老・着座という基本パターンが確立・定着した。「三家格式」の制定によって、家臣団の階層秩序のなかに位置づけられた三支藩は、こうした佐賀藩の支配体制・身分格制のなかに完全に包摂されると同時に、請役家老を担当する竜造寺四家は、「親類同格」に位置づけられて藩政を運営・執行した。その後の佐賀藩政はこれら基軸に展開する。

【註】

- (1) 「光茂公譜考補」一、「蓮池鍋島家文書」〔佐賀県史料集成〕一四卷所収 二七号 鍋島光茂代始条目、「白石鍋島家文書」〔同〕一五卷所収 一七号 鍋島光茂代始条目写。
- (2) (3) 「五番御掛硯誓詞書写」一。
- (4) 支藩藩主（小城藩⁽¹⁰⁾ 鍋島直能・蓮池藩⁽¹¹⁾ 鍋島直澄・鹿島藩主⁽¹²⁾ 鍋島直朝）の提出した起請文の内容は、鍋島⁽¹³⁾ 白石直弘・神代直長のそれと微妙な違いをみせている（第四節第二項参照）。
- (5) 「五番御掛硯誓詞書写」一。
- (6) 加藤章「竜造寺体制の展開と知行構造の変質」〔九州文化史研究所紀要〕二六号、藤野保編『佐賀藩の総合研究』本編第二章第三節第一項参照。
- (7) 同『佐賀藩の総合研究』前編第二章第一節参照。
- (8) 註(6)参照。
- (9) (10) 藤野保「成立期佐賀藩の歴史的特質」（芳賀幸四郎先生古稀記念『日本社会史研究』所収）・前掲『佐賀藩の総合研究』本編第一章第一節参照。
- (11) 「白石鍋島家文書」二九号 鍋島直氏⁽¹⁴⁾起請文前書案。

- (12) 神代直長は貞享元年五月に隠居している（「御親類始御家老迄家々之大概」）。
- (13) 『寛政重修諸家譜』（新訂）一三一―八二三。
- (14) 「白石鍋島家文書」三六号佐賀藩親類並ニ着座以上連署誓紙写。
- (15) 「白石鍋島家文書」四五号鍋島氏三家親類家老等連署誓詞案・四六号鍋島氏親類並ニ着座以上連署誓詞案、但し、起請文が全くなくなつたわけではない。
- (16) 「五番御掛硯誓詞書写」二。
- (17) 藤野保「佐賀藩における三支藩の成立過程」(一・二)『九州文化史研究所紀要』二五・二六号・前掲『佐賀藩の総合研究』本編第一章第二節参照。
- (18) 藤野保「竜造寺領国の形成過程と国人領主の動向」『九州文化史研究所紀要』二二号参照。
- (19) 佐賀藩では「御親類同格」以上(三家以下一家、村田鍋島・須古鍋島家以外は、すべて万石以上)の知行地を「大配分」、それ以下を「小配分」と称したが、「家老」級で「大配分」に準ずるものを「大配分格」と称した(『明治廿七年談話筆記』)。
- (20) 「御親類始御家老迄家々之大概」。
- (21) 「多久家ニ有之候御書物写」。
- (22) 「坊所鍋島家文書」『佐賀県史料集成』一三卷所収。八〇六号多久安順外三名連署定書。
- (23) 「諸法度并定置条々」(『長崎県史』史料編第二所収)。
- (24) 「坊所鍋島家文書」『佐賀県史料集成』一二卷所収。四三三号鍋島勝茂書状、『有田家文書』(『同』一四卷所収)二四号鍋島勝茂覚書。
- (25) 池田史郎「佐賀城と佐賀城下町の成立」『九州文化史研究所紀要』二五号・前掲『佐賀藩の総合研究』本編第一章第三節参照。
- (26) 「勝茂公譜考補」三乾、「安順年譜」下(『水江事略』七所収)、「御親類始御家老迄家々之大概」。
- (27) 「泰盛院様御代御書物書抜」。なお「多久家文書」の寛永六年と推定される「鍋島勝茂覚書」に、「親類御家中在郷差免候(以下略)」とあり、知行五〇〇石以下の給人の在郷許可と同時に、鍋島・竜造寺一門等、上層の「親類」・家中にも在郷を認めている(『佐賀県史料集成』八巻二六五号)。
- (28) 「泰盛院様御代御書物書抜」。

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

- (29) (30) 「白石鍋島家文書」五号又家中在佐賀覚書。
- (31) 前掲『佐賀藩の総合研究』本編第三章第二節第四項参照。
- (32) 「鳥ノ子御帳」第五卷。
- (33) 「五番御掛硯誓詞書写」二。
- (34) 万治二年・寛文十一年・延宝九年・貞享四年・元禄八年に提出されている(註(33)と同じ)。
- (35) 「白石鍋島家文書」(佐賀県史料集成)一五卷所収) 四五号鍋島氏三家親類家老等連署誓詞案。
- (36) 「五番御掛硯誓詞書写」二。
- (37) 「乗輪院様御壁書其外」。
- (38) —(40) 註(17)参照。
- (41) 「御国惣万帳」・「泰盛院様御印帳」。
- (42) (43) 鍋島直能以下「再拜々々敬白起請文前書之事」第一条。
- (44) 藩祖直茂と同一の称号であるという理由による(註(17)参照)。
- (45) 註(17)参照。
- (46) 「直能公御年譜」六。
- (47) 「直能公御年譜」六。なお、本・支藩の対立と、これに対する本藩の支藩統制(「三家格式」の制定)については、すでに『佐賀藩の総合研究』(本編第一章第三節)において詳述したが、これは光茂の重要政策の一つなので、必要限度叙述するに留めた。
- (48) (49) 註(47)の文献のほか、『佐賀県史』中巻一七二—一七四頁、『佐賀市史』第二巻一五四—一五六頁、『小城町史』二七—七三頁参照。
- (50) 『小城町史』二一〇頁
- (51) 「直能公御年譜」六、『小城町史』二二七—一八頁。
- (52) (53) 「直能公御年譜」七。
- (54) 「五番御掛硯誓詞書写」二。
- (55) 『明治二十七年談話筆記』。

- (56) 『葉隠』聞書第五 五八〇条。
- (57) 『葉隠』聞書第五 五八〇条。
- (58) 延宝八年閏八月、光茂は直能と直朝を佐賀城により対談したが、翌九年八月には、小城の桜岡屋敷を訪問し、そこで再び直能と対談している(『直能公御年譜』一七)。
- (59) (61) 「三家格式大概等」(『白石鍋島家文書』三五号)、「蓮池鍋島家文書」三〇号鍋島光茂覚書写、「光茂公譜考補」二、
- 「直能公御年譜」八、前掲『佐賀藩の総合研究』本編第一章第三節第三項参照。
- (62) 「神代家系図」・「鍋島内記家系図」(『御親類系図』所収)、『葉隠』聞書第六 七一五条。
- (63) 「御親類始御家老迄家々之大概」。
- (64) 「神代家系図」、「御親類始御家老迄家々之大概」。
- (65) 「村田家系図」(『御親類系図』所収)。
- (66) 「元禄八年乙亥分限着到」。
- (67) 万治二年、鍋島^甲貞恒は次男貞明に物成三〇〇石を分配し、出雲家を立てた。なお、茂長(光茂七男)のとき家老となり、太田姓に復した(『太田氏系譜』、「御親類始御家老迄家々之大概」)。
- (68) 「泰盛院様御印帳」。
- (69) 「光茂様御代組着到」。
- (70) 前掲『佐賀藩の総合研究』前掲第二章第二節第一項参照。
- (71) 同『佐賀藩の総合研究』前掲第二章第二節・本編第一章第一節・第二章第二節参照。
- (72) 「直孝公 御代」上(『長崎県史』史料編第二所収)。
- (73) 「大組頭次第」(全)。
- (74) 例えば、小城鍋島家においては、小城家中を四組に編成し、四組頭を設置した(『元茂公御年譜』二)。
- (75) 前掲『佐賀藩の総合研究』本編第二章第二節参照。
- (76) 「直孝公 御代」下(『長崎県史』史料編第二所収)。
- (77) 「元茂公御年譜」八。
- (78) 「多久家書物」所収。

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

佐賀藩中期における権力構造と政治形態 (一)

(79) 「鳥ノ子御帳」第五卷。

(80) (81) 註(75) 参照。

(82) 『鍋島直正公伝』第二篇三三四頁。

(83) 「鍋島淡路守与私」・「鍋島山城守与着到」・「鍋島主水与着到」・「鍋島主水組着到」。

(84) 「鍋島玄蕃允組着到」・「鍋島山城守与着到」・「鍋島主水組着到」・「鍋島志摩組着到」・「中野将監組着到」。

(85) 「鍋島右馬允与私」・「鍋島淡路守・主水佑与私」・「鍋島主水与着到」・「鍋島主水与着到」。

(86) 手明鍵は、元和六年、勝茂が財政整理のため、物成五〇石以下の侍二百余人の知行を召上げ、一律二切米一五石ずつを与え、平時には無役、戦時には鍵一本、具足一領で出陣させた直参の家中をいう(御親類同格着座手明鍵頭手明鍵始之大概并末々見合可相成候雜支)。

(87) 註(75) 参照。

(88) 「原田吉右衛門組着到」・「鍋島喜左衛門組着到」・「千葉頼母組着到」・「鍋島左太輔組着到」・「鍋島図書組着到」・「鍋島左京組着到」・「鍋島九左衛門着到」・「鍋島靱負組着到」・「大木勝右衛門組着到」。

(89) 「原田吉右衛門組着到」。

(90) 「組着到」については、高野信治氏によって詳細な分析がおこなわれている。

(91) 『寛政重修諸家譜』(新訂)一三二八二三、「綱茂公御年譜」上。

(92) 「綱茂公譜」・「綱茂公御年譜」中。